

足寄町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(単位：人)

区分	大学卒	うち 試験採用	短大卒	うち 試験採用	高校卒	うち 試験採用	計	うち 試験採用
一般行政職	3	3	1	1	2	2	6	6
医師職	0	0	0	0	0	0	0	0
医療技術職	0	0	2	2	0	0	2	2
看護職	0	0	4	4	0	0	4	4
福祉職	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	3	7	7	2	2	12	12

(2) 職員の退職の状況（令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(単位：人)

区分	定年	勸奨	自己都合	分限免職	懲戒免職	死亡	その他 (任期满了等)	計
一般行政職	0	1	5	0	0	0	1	7
医師職	0	0	0	0	0	0	0	0
医療技術職	0	0	0	0	0	0	0	0
看護職	0	0	5	0	0	0	0	5
福祉職	0	0	1	0	0	0	0	1
計	0	1	11	0	0	0	1	13

(3) 職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因（令和7年度、8年度 各年度4月1日現在）

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和8年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務	37	38	1	欠員補充（1）、農林水産部門からの配置換え（1）、退職による減（△1）、病院部門への配置換え（△1）、税務部門からの配置換え（1）
	税務	7	7	0	総務部門への配置換え（△1）、労働部門からの配置換え（1）
	労働	2	1	△ 1	税務部門への配置換え（△1）
	農林水産	18	17	△ 1	総務部門への配置換え（△1）
	商工	1	1	0	
	土木	15	14	△ 1	水道部門への配置換え（△1）
	民生	38	39	1	欠員補充（1）
	衛生	6	5	△ 1	人員整理による減（△1）
	計	126	124	△ 2	
公 営 企 業 計 等 部 門	教育部門	21	20	△ 1	退職による減（△1）
	消防部門				
	小 計	147	144	△ 3	
合 計	病 院	54	51	△ 3	総務部門からの配置換え（1） 退職による減（△4）
	水 道	3	4	1	土木部門からの配置換え（1）
	下水道	3	3	0	
	その他	32	32	0	
	小 計	92	90	△ 2	
合 計		239 [292]	234 [292]	△ 5 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 職級別の職員数（一般行政職）

区 分	標準的な職務内容	令和8年4月1日現在		令和7年4月1日現在	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補	24	21.9	21	18.8
2 級	主事、技師	3	2.7	7	6.3
3 級	主任	27	24.5	20	17.8
4 級	主査	19	17.3	26	23.2
5 級	室長、室次長、次長、主幹	27	24.5	28	25.0
6 級	課長、会計管理者、局長、参事	10	9.1	10	8.9

(注) 1 足寄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和7年度）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
7年度	人 5,952	千円 9,996,232	千円 130,711	千円 1,836,683	% 18.4	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（令和7年度）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	人 147	千円 598,523	千円 136,110	千円 247,701	千円 982,334	千円 6,683

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、7年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢、初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		平均給料月額	平均年齢	初任給
一般行政職	大学卒	355,000 円	47.8 歳	232,000 円
	短大卒	299,800 円	39.9 歳	216,500 円
	高校卒	297,300 円	35.8 歳	200,300 円
	合計	328,500 円	43.2 歳	-

※技能労務職は対象人数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とする。

(4) 職員の学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額の状況

区分		経験年数					
		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 7 年未満	7 年以上 10 年未満
一般行政職	大学卒	232,000 円	236,300 円	240,900 円	245,800 円	-	283,200 円
	短大卒	-	218,200 円	-	233,700 円	-	254,300 円
	高校卒	200,300 円	-	211,600 円	221,900 円	230,800 円	244,400 円
	合計	208,200 円	227,300 円	217,500 円	230,400 円	230,800 円	256,100 円

区分		経験年数					
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
一般行政職	大学卒	296,000 円	331,300 円	369,100 円	401,500 円	413,800 円	333,700 円
	短大卒	290,800 円	307,100 円	309,200 円	-	404,300 円	297,700 円
	高校卒	278,300 円	331,800 円	326,400 円	378,800 円	395,400 円	353,600 円
	合計	289,100 円	326,500 円	354,300 円	392,700 円	408,500 円	336,500 円

※技能労務職は対象人数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とする。

(5) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

足 寄 町		国	
1人当たり平均支給額（7年度） 1,719 千円		-	
(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 1.425 月分		(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 1.425 月分	
勤勉手当 2.125 月分 1.025 月分		勤勉手当 2.125 月分 1.025 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は暫定再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（令和8年4月1日現在）

足 寄 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
退職時特別昇給 勤奨 (50歳・20年以上) 8～12号給					
1人当たり平均支給額	2,326 千円	20,339 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当

支給実績（7年度決算）		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
(該当なし)	%	人	%	

④ 特殊勤務手当

支給実績（7年度決算）	27,426 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	741,235 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）	14.4 %		
手当の種類（手当数）	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医学研究研修手当	足寄町国保病院に勤務する医師	医学研究研修	給料月額25%
放射線作業手当	レントゲン取扱技術者	レントゲン取扱業務	月額 5,000円
夜間看護手当	助産師、看護師又は准看護師	深夜（22時～5時）看護業務	勤務1回 7,300円
感染症防疫救治作業手当	従事職員	患者の救護、感染物件の処理又は病原菌の検索試験検査	1日につき 500円
救急呼出待機手当	特別養護老人ホーム及び足寄町国保病院に勤務する医師以外の職員	救急呼出に備えて勤務時間外に待機	1回につき 1,500～2500円
変死人等取扱作業手当	従事職員	変死人等の収容若しくは死体処理業務	1日につき 3,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（7年度決算）	79,462 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	414 千円
支給実績（6年度決算）	81,717 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	426 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
扶養手当	・子 13,000円 ・父母等 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		24,282 千円	266,831 円
住居手当	〔借家・借間〕 家賃月額17,000円までは4,000円を控除した額、17,000円を超える場合は超えた額の2分の1(12,500円を限度。)を13,000円に加算した額 〔持家〕 月額 16,000円 (町内に所在するものに限る)	異なる	(国の制度) 〔借家〕 11,000円～27,000円	34,509 千円	244,742 円
通勤手当	〔交通機関利用者〕 1ヵ月の運賃55,000円以下実費支給 〔交通用具利用者〕 片道2km以上 2,000円～38,700円	同じ		3,814 千円	127,107 円
管理職手当	院長 17% 課長等職 12% 室長等職 10%	異なる	(国の制度) 課長職・課長補佐職ともに定額	30,061 千円	683,183 円
夜間勤務手当	勤務1時間あたり給与額の100分の25	同じ		4,161 千円	122,374 円
宿日直手当	医師勤務1回につき22,500円～60,000円	異なる	(国の制度) 22,500円～23,500円	3,366 千円	673,050 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給割合に応じた額 ・17% (週休日等) 10,000円 (週休日等以外の0～5時) 5,000円 ・12% (週休日等) 8,000円 (週休日等以外の0～5時) 4,000円 ・10% (週休日等) 6,000円 (週休日等以外の0～5時) 3,000円	異なる	(国の制度) 俸給の特別調整額の区分に応じて支給 6,000～18,000円 (6時間を超える場合は5割増) 平日深夜については3,000～6,000円	1,249 千円	39,031 円
寒冷地手当	世帯主(扶養あり) 147,000円 世帯主(扶養なし) 81,000円 その他の職員 57,500円	同じ		23,661 千円	102,873 円

(6) 特別職の給与の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給料	町 長		740,000	円
	副町長		610,000	円
	教 育 長		560,000	円
報酬	議 長		300,000	円
	副 議 長		235,000	円
	議 員		188,000	円
期末手当	町 長		(7年度支給割合) 4.65 月分	
	副町長			
	議 長		(7年度支給割合) 4.65 月分	
退職手当	議 員			
	町 長		(算定方式) (支給時期)	
	副町長		退職日における給料月額×在職年数×5.126 任期毎	
	教 育 長		退職日における給料月額×在職年数×3.234 任期毎	
			退職日における給料月額×在職年数×2.838 任期毎	

- (7) 職員のその他の給与に関する情報（給料の削減等）
特になし

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和8年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時35分	17時05分	12時～12時45分	土曜日・日曜日

- 1 表中「1週間の勤務時間」は地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
2 子どもセンター、特別養護老人ホーム、国保病院等、役場庁舎以外ではこれと異なる勤務形態がある。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
8,052日	2,773日	209人	13.26日	34.4%

(3) 職員の時間外勤務の状況（令和7年度実績、全職員（夜勤・代休除く））

月別	時間外勤務時間数（時間）
4月	2,414
5月	1,980
6月	2,188
7月	3,214
8月	1,886
9月	1,965
10月	2,059
11月	2,447
12月	1,968
1月	2,061
2月	2,810
3月	2,675
合計	27,667
職員1人当たり年間平均	144.10

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（令和7年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号及び同条第2項第1号	0	0	17		17
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0		0
条例で定める事由による場合	第27条第2項			0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数（令和7年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	1	0	0	1

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数 (令和7年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	31	31

(注) 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員研修の実施状況 (令和7年度)

研修の名称 (派遣先等)	研修の内容	対 象 者	実施回数	受講者
北海道市町村職員研修センター	指導能力研修	全職員	1回	1人
十勝管内市町村新規採用職員基礎研修	新規採用職員研修	採用1年目の職員	1回	3人
十勝管内市町村中級職員研修	5年目職員中堅リーダー研修	採用5年目の職員	1回	2人
十勝定住自立圏広域研修	接遇研修、管理職員研修、監督職員研修、クレーム対応研修、公務災害防止研修、新・報連相研修、個人のタイムマネジメント研修、チーム力を上げるリーダーシップ養成研修	全職員	8回	28人
労働安全衛生委員会主催研修	カスタマーハラスメント対策	全職員	2回	97人
町独自研修 (ICTスキル向上研修)	ICTスキルの向上	全職員	5回	29人
町独自研修 (例規管理システム操作 (立案審査))	例規管理システムの操作	全職員	3回	20人
新規採用職員研修 (町独自研修)	講話、実務研修 (文書管理、ファイリング、人事評価、地方公務員法、情報セキュリティ管理)	採用1年目の職員	1回	4人
足寄町職員研修 (町独自研修)	第1回「役職別研修 (意識向上)」 (課長・室長①)	管理職	1回	35人
	第2回「コーチングスキル研修①」	主査職以上	1回	56人
	第3回「役職別研修 (意識向上)」 (主幹・主査①)	主幹・主査	1回	40人
	第4回「役職別研修 (意識向上)」 (主任以下①)	主任職以下	1回	52人
	第5回「役職別研修 (意識向上)」 (課長②)	課長職	1回	11人
	第6回「コーチングスキル研修②」	主査職以上	1回	46人
	第7回「役職別研修 (意識向上)」 (室長②)	室長職	1回	16人
	第8回「役職別研修 (意識向上)」 (主幹・主査②)	主幹・主査	1回	25人
	第9回「コーチングスキル研修③」	主査職以上	1回	38人
	第10回「役職別研修 (意識向上)」 (主任以下②)	主任職以下	1回	37人
	第11回「役職別研修 (意識向上)」 (課長③)	課長職	1回	14人
	第12回「役職別研修 (意識向上)」 (室長③)	室長職	1回	20人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況 (令和7年度)

該当無し

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況 (令和7年度)

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること	職員健康診断	総合健診の実施、定期健康診断の実施、 特殊健康診断の実施
職員の元気回復に関すること	未実施	
その他職員の厚生に関すること	未実施	
職員互助会に関すること	名称：足寄町職員互助会	レクリエーション活動助成等

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況。

(2) 職員の公務災害補償の状況 (令和7年度)

①公務災害

受理件数	認 定 件 数		認定請求中件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
6	6	-	-

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である (次の②において同じ)。

②通勤災害

受理件数	認 定 件 数		認定請求中件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
0	0	-	-

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和7年度)

該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(令和7年度)

該当なし